

## 小児慢性特定疾患医療意見書の記載要領案

分担研究者：加藤 忠明、日本子ども家庭総合研究所小児保健担当部長  
主任研究者：柳澤 正義、東京大学医学部小児科教授  
研究協力者：斉藤 進、日本子ども家庭総合研究所システム管理室長代理  
中澤 眞平、山梨医科大学小児科教授  
澤田 淳、京都府立医科大学小児科教授  
内山 聖、新潟大学医学部小児科教授  
森川 昭廣、群馬大学医学部小児科教授  
石澤 瞭、国立小児病院循環器科医長  
奥野 晃正、伊藤 善也、旭川医科大学小児科教授、助手  
宮田晃一郎、鹿児島大学医学部小児科教授  
松浦 信夫、北里大学医学部小児科教授  
黒田 泰弘、徳島大学医学部小児科教授  
小宮山 淳、信州大学医学部附属病院長  
飯沼 一字、東北大学医学部小児科教授  
住友眞佐美、東京都衛生局母子保健課長  
竹内 義廣、三重県健康福祉部児童家庭課母子医療対策監

見出し語：小児慢性特定疾患、医療意見書記載要領、全国的登録管理、コンピュータ集計解析

A．研究目的：小児慢性特定疾患の医療意見書に関して、医療現場からは記入必須項目を示して欲しい、また専門医からは必要な項目を正しく記載して欲しいとの要望が強い。そこで、医療意見書作成時の指針(記載要領)案を作成した。

B．研究方法：本研究班の各地の研究協力者が協議した際の意見を取りまとめ、整理した。

C．結果と考察：医師が医療意見書を記載する際は、記載した内容のコンピュータ処理方法と、その後の集計結果の利用方法を理解している方がより効果的に記載できる。そこで、以下のような「医療意見書記載についてお願い」案と「医療意見書のコンピュータ処理と利用」案を作成した。これらを現場の医師等に示すことにより、より正確に記入された医療意見書に基づく登録が増えるであろう。今後、改良したソフトを用いて、その登録結果をより詳細に解析すると、小児慢性特定疾患の効果的療育支援や治療、また患児のQOL向上や経過判定等により役立つと期待できる。

## 医療意見書記載についてのお願い

小児慢性特定疾患についての医療費助成は、保護者が保健所に申請致しますが、その際主治医の医療意見書を添えることになっております。各種小児慢性特定疾患の実態を厚生省が正確に把握し対応できるように、コンピュータ集計しやすい形式で、診断根拠がわかる疾患群別の医療意見書となっております（裏面参照）。記入上のお願いは下記の通りです。

\*「新規、継続」の欄に をつけ、患者氏名、生年月日、疾患名、診断年月日と医師氏名は、必ず記入をお願いいたします。その他は適宜、該当欄に を、または簡単な記入をお願いいたします。ICDは空欄にして下さい。

### \*新規申請：

詳細な検査結果を待つて完全な医療意見書を作成するよりも、確定診断がつきしだい申請して下さい。ただし、診断基準として必要な内容、男女、またマススクリーニング可能な疾患の場合はその有無を、必ず記入して下さい。

「現在の症状」は主として、疾患の診断時にポイントとなった症状のみの記入で結構です。

「診断の根拠となった主な検査等の結果」は、診断のために必要な検査結果の記入をお願いしていますが、未実施の項目は空欄のままでも結構です。

「その他の現在の主な所見等」は、必要に応じて記入して下さい。

「経過」は、必要があれば現病歴等を記入して下さい。

### \*継続申請：

一回目の継続申請の場合は、小児慢性特定疾患の診断・治療や支援に役立てるため、前年申請以降に行われた検査結果や病状の変化など、なるべく詳しく記入して下さい。ただし二回目以降の場合、ことに単なる経過観察の場合は、空欄が多くても結構です。

「現在の症状」と「診断の根拠となった主な検査等の結果」は、継続申請時の状況を記入して下さい。ただし、以前の申請時と同じ場合は、空欄のままでも結構です。

「その他の現在の主な所見等」は、必要に応じて記入して下さい。

「経過」は、必ず 1つに をつけて下さい。

---

## 医療意見書のコンピュータ処理と利用

記載をお願いした医療意見書のコンピュータ処理方法と、その結果の利用方法は下記の通りです。

### \*コンピュータ処理：

コンピュータ入力時、ICD（国際疾病分類番号）は疾患名を入力することにより自動的に表示・登録され、診断時の年月齢は生年月日と診断年月日より、また、発病時の年月齢は生年月日と発病年月日より、自動計算・登録されます。

疾患名、生年月日、診断年月日等は申請時に必要な項目ですが、プライバシー保護の意味で、氏名も含め中央集計場所へは出力しません。中央集計場所では、受給者番号、ICD、診断時年月齢、発病時年月齢等で管理します。一人の患児は、毎年、同一地域の同一疾患群の中では、1つのICDで登録・管理します。

継続申請でのコンピュータ入力の際は、前年の申請内容を画面に表示させて、変更内容のみ修正して登録・管理します。このデータは毎年、集積され、集計・解析が可能です。県外等へ転出・転入の場合は、患児（保護者）の了解がある場合のみ追跡が可能です。

### \*結果の利用方法：

小児慢性特定疾患治療研究事業で登録された「各疾患別、および各疾患群別、全国の登録者数」、「各疾患群別、都道府県・指定都市・中核市別、男女別、診断時年齢別または発病時年齢別の登録者数」（複数の資料のみ）は、インターネットで公開する予定です。以下のアドレスのホームページを参照して下さい。

厚生省は、<http://www.mhw.go.jp/>です。

日本子ども家庭総合研究所は、<http://www.aiiku.or.jp/>です。

### \*お問い合わせ：

〒106-8580 東京都港区南麻布5-6-8、

日本子ども家庭総合研究所、母子保健研究部 加藤忠明、斉藤 進

tel:03-3473-8311(代)、 fax:03-3473-8408

E-mail:kato\_ta@aiiku.or.jp

---